１. 件名:「新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について(高浜１，２（３，４）号炉)」
２．日時：令和２年６月２日（火）　１６時００分～１６時４０分
３．場所：原子力規制庁　９階Ａ会議室
４．出席者
原子力規制庁：（※・・TV 会議システムによる出席）
（新基準適合性審査チーム）
山口安全管理調査官、三好上席安全審査官、深堀上席安全審査官、竹田上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、薩川審査チーム員
技術基盤グループ
システム安全研究部門
山本上席技術研究調査官、酒井技術研究調査官、岩橋技術研究調査官

関西電力株式会社　原子力事業本部　原子力発電部門
燃料保全グループチーフマネジャー※　他４名※

５．要旨
（１）関西電力から、本日の審査会合において、令和元年６月１４日に申請のあった高浜発電所１、２号機の設置変更許可申請に関して、指摘がなされた事項及び次回の審査会合に向けた対応方針等について説明があった。これに対し、原子力規制庁は、本日の審査会合の指摘を踏まえた説明資料の作成を求めるとともに、今後も引き続き確認することとした。

（審査会合における主な議論内容）
○大規模損壊時の使用済燃料ピットの未臨界評価について、手順で見込んでいる条件で評価した上で、放水砲２台分の水量でも評価すること。なお、評価にあたっては、質量バランスを維持し、過度な保守性は見込まないこと。
○スプレイヘッドの液滴径を放水砲の液滴径として用いることの妥当性を説明すること。
○ 使用済燃料集合体に斜めから水が入ることを想定し、使用済燃料集合体の幾何形状を考慮した水の流入割合を説明すること。
○軸方向燃焼度分布の妥当性評価及び燃焼度の不確かさについて、説明すること。
○燃料集合体の燃焼度算定の精度について評価方法を含めて詳細に説明すること。また、燃焼を考慮した臨界計算において中性子吸収効果を期待しているFPの選定の考え方と臨界計算の不確かさを説明すること。
○使用済燃料の発熱量の違いを考慮しても、温度勾配が平坦となることを説明すること。

○感度解析については、臨界計算に影響を与えるその他のパラメータ等について厳しい条件であることを明確にして計算結果を示し、制限値と比較すること。

（２）関西電力より、本日の議論を踏まえた説明資料の作成等について、了解した旨、回答があった。

６．配布資料

提出資料：なし